

令和元年度第1回さいたま市保健福祉局指定管理者審査選定委員会 議事概要

- 1 日 時 令和元年7月5日（金） 10時00分～14時00分
- 2 会 場 議会棟2階第7委員会室
- 3 出席者 （委 員） 水谷委員長、木下委員、宮本委員、小川委員、清水委員、
町田委員、西澤委員
（所管課） 高齢福祉課
（事務局） 健康増進課
- 4 欠席者 なし
- 5 諮問内容と答申結果
選考方法案について諮問を受け、次のとおり答申した。

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
グリーンヒルうらわ	4	介護老人保健施設等 複合施設	公募	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日
老人福祉センター和楽荘外6施設	7	老人福祉センター	公募	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日
老人福祉センター槻寿苑・槻寿苑 デイサービスセンター	2	老人福祉センター・ デイサービスセンタ ー	公募	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日
健康福祉センター西楽園	1	健康福祉センター	公募	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日
大砂土デイサービスセンター	1	デイサービスセンタ ー	公募	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日
上峰デイサービスセンター	1	デイサービスセンタ ー	公募	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日
与野本町デイサービスセンター	1	デイサービスセンタ ー	公募	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日
年輪荘	2	養護老人ホーム・デ イサービスセンター	公募	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日

6 議事要旨

(1) 委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

委員長を互選により選任した後、委員長より委員長職務代理者を指名した。

【結果】

委員長には、法律的視点があり、客観的な立場からまとめていただける方として、水谷委員が選任された。委員長職務代理者には、財務諸表に精通し、同じく客観的な立場からまとめていただける方として、水谷委員長から木下委員が指名された。

(2) グリーンヒルうらわ

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分

4施設一括（介護老人保健施設「きんもくせい」、ケアハウス「ぎんもくせい」、老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター）

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市緑区馬場1丁目7番地1
- ・規模 延床面積 10,236.63 m²
鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建ほか

・主な施設

【介護老人保健施設棟】

事務所、デイルーム、機能訓練室、診察室、特別・介助浴室、家族介護教室、特別会議室、相談室、シャワー室、療養室、サービスステーション、食堂・談話室、レクリエーション室

【ケアハウス棟】

食堂、寮母室、警備員室、喫茶・軽食室、図書・娯楽室、美容室、居室、浴室、家族宿泊室

【デイサービスセンター】

食堂、機能訓練室、静養室、浴室、相談室

【在宅介護支援センター】

事務室、相談室、介護機器展示コーナー

・指定管理者の業務

- ◇施設運営に関する業務
- ◇施設及び設備の維持管理業務
- ◇物品等の管理業務
- ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務
- ◇その他の業務

- ③ 指定期間
令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- ④ 募集方法
公募
- ⑤ 管理経費等
・指定管理料等積算額は5年間で1,134,933千円
・利用料金制あり
- ⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）
・医療法人または社会福祉法人であること
・事務所の所在地がさいたま市内にあること
・応募の日までに、介護老人保健施設及びデイサービスセンターの運営実績が継続して5年以上であること
- ⑦ 評価項目
以下の項目について、ウエイトを設定し高配点とする。
・苦情・トラブル防止
・施設・備品等の経年劣化に係る対策
・施設の利用率向上に係る対策
・施設の安全管理、衛生管理体制

【質疑等】

- Q 当該施設の指定管理期間について、事業の継続性や安定性の観点から5年間としたとのことだが、その点を詳しく説明してほしい。
- A 当該施設のケアハウスについては、利用者が実際にそこで暮らしていくこととなるので、安定した生活を継続していくためには、5年間という期間が妥当と考えた。
- Q 指定管理料等の収入にある「その他」の内容は何か。また、平成27年度から令和元年度までの平均と比べて、令和2年度以降が少なくなっているのはなぜか。
- A 「その他」の内容は、寄付金や預金利息の配当金が主なものとなる。
寄付金や預金利息の配当金については、その時点にならなければ状況がつかめないため、最低の水準を想定して積算したため、令和2年度以降が少なくなった。
- Q 指定管理料等の収入にある「利用料金等」について、平成27年度から令和元年度までの平均と比べて、令和2年度以降が増えているのはなぜか。
- A 当該施設が介護保険の施設である老人保健施設でもあり、今後、介護保険事業収入の増額が見込められることから増えている。
- Q 「利用料金等」の平成30年度実績はどうなっているか。
- A 約6億4,000万円となっている。

Q 平成30年度の実績が約6億4,000万円に対して、令和2年度以降の見込みが約6億3,000万円に減額しているのはなぜか。

A 介護保険事業収入については、介護報酬改定等が一般的に増額傾向であることから、増額することを想定している。一方で、ケアハウスの収入は、利用者が若干低減気味であることから減額することを想定して厳しめに見積もった結果、減額となった。

Q 選定基準について、5年前と今回変更した点はあるのか。

A 選定基準について、介護保険のサービス部分については、大きな変更はない。一方で、各施設の経年劣化が進んでいるので、行政だけでは対応しきれない部分を指定管理者に担ってもらう必要があることから、施設の経年劣化に対する対策を重点化した。

Q 指定管理者の業務として、250万円以下の修繕や100万円未満の物品購入とあるが、これは、1回の修繕や1物品の購入ということによいのか。修繕であれば、複数部分の修繕もそれをまとめて1回と考えるのか。

A お見込みのとおりである。なお、この場合の1回の修繕については、1部分の修繕のことを指す。

【結果】

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であると考えている。

(3) 老人福祉センター和楽荘外6施設

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分

7施設一括（和楽荘、寿楽荘、あずま荘、東楽園、しもか荘、いこい荘、馬宮荘）

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市緑区大字三室2458番地 外
- ・規模 延床面積 917.87 m²
鉄筋コンクリート造2階建 外
- ・主な施設 事務室、健康相談室、機能回復訓練室、談話コーナー、軽食コーナー、大広間、娯楽室、集会室、男女浴室、水屋、茶室、読書室 外
- ・指定管理者の業務
 - ◇施設運営に関する業務
 - ◇施設及び設備の維持管理業務
 - ◇物品等の管理業務
 - ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務

◇その他の業務

③ 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

④ 募集方法

公募

⑤ 管理経費等

- ・指定管理料等積算額は5年間で1,468,138千円
- ・利用料金制あり

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

- ・事務所の所在地がさいたま市内にあること
- ・応募の日までに、同様の施設を5年以上継続して運営した実績を有すること

⑦ 評価項目

以下の項目について、ウエイトを設定し高配点とする。

- ・苦情・トラブル防止
- ・施設・備品等の経年劣化に係る対策
- ・施設の利用率向上に係る対策
- ・施設を一体的に運営することによる利便性向上及びコスト縮減対策

【質疑等】

Q 馬宮荘について、馬宮コミュニティセンター内が所在地とのことだが、コミュニティセンター部分の指定管理と馬宮荘部分の指定管理はどのようになっているのか。

A 馬宮コミュニティセンター内に、コミュニティセンター部分と馬宮荘部分があるが、事務所は一つとなっている。コミュニティセンター部分の指定管理は、建物全体や共有部分の管理も含めて、馬宮荘とは別の指定管理者が管理運営している。馬宮荘部分の指定管理については、馬宮荘の専有部分の管理のみを今回の審査対象となっている指定管理者が管理を担っている。

Q 上記のような管理区分とすれば、清掃をする場合は、それぞれの指定管理者が該当部分を行うということを想定しているということか。

A お見込みのとおりである。

Q 申請資格要件に「応募の日までに、同様の施設を5年以上継続して運営した実績を有すること」とあるが、当該要件に合致する事業者はどのくらいあると想定しているか。

A 公設の老人福祉センターは市内に10か所あり、現在、指定管理者として運営している事業者として、共同企業体を構成する団体を、それぞれ別団体と捉えれば、3団体あることから、3団体以上あると見込んでいる。

Q 選定基準に浴室の衛生管理が多く触れられているが、安全管理についてはどうなのか。

A 選定基準の「施設の安全管理への配慮が具体的になっているか」という項目にて、浴

室の安全管理を含めて、包括的に安全管理への配慮がなされているかで判断する。

また、仕様書においても、「緊急時対策、防犯、防災対策、感染症対策等について危機管理マニュアルを作成し、従業員に研修、指導を行うこと。」として、包括的に危機管理事案への対策をとるようとしている。

Q 各施設について、長く時間が経過しているものが見られるが、耐震関係は対応済か。

A 全て対応済である。昭和 56 年の建築基準法改正後に建設されたものは、耐震化されており、それよりも前に建築されたものについては、耐震診断を行い、耐震補強の必要があるものは全て耐震化している。

【結果】

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であると考える。

(4) 老人福祉センター槻寿苑・槻寿苑デイサービスセンター

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分

2 施設一括（老人福祉センター槻寿苑、槻寿苑デイサービスセンター）

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市岩槻区笹久保 1 3 9 3 番地
- ・規模 延床面積 1,600.02 m²
鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造 平屋建

・主な施設

【老人福祉センター】

相談室、図書室、集会室、教養娯楽室、和室、囲碁・将棋コーナー、大広間、ロビー、談話ロビー、男女浴室

【デイサービスセンター】

機能回復訓練室（食堂）、浴室

※事務室等は共用

・指定管理者の業務

- ◇施設運営に関する業務
- ◇施設及び設備の維持管理業務
- ◇物品等の管理業務
- ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務
- ◇その他の業務

③ 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日（5 年間）

- ④ 募集方法
公募
- ⑤ 管理経費等
 - ・指定管理料等積算額は5年間で421,154千円
 - ・利用料金制あり
- ⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）
 - ・事務所の所在地がさいたま市内にあること
 - ・応募の日までに、デイサービスセンターの運営実績が5年以上あること
- ⑦ 評価項目
以下の項目について、ウェイトを設定し高配点とする。
 - ・苦情・トラブル防止
 - ・施設・備品等の経年劣化に係る対策
 - ・施設の利用率向上に係る対策
 - ・複合施設としての特徴を活かした事業運営

【質疑等】

- Q 指定管理料等の収入にある「その他の収入」が、平成27年度から令和元年度までの平均よりも令和2年度以降が少なくなっているのはなぜか。
A 平成27年度と平成30年度については、会計処理の関係で、積立金の取り崩しや拠点区分間の繰入れ・繰出して増額したものである。令和2年度以降の見込みについては、そのような想定し難い動きを考慮せず積算したため、両者で差が生じた。

- Q 指定管理料等の収入にある「利用料金」が、平成27年度から令和元年度までの平均よりも令和2年度以降が少なくなっているのはなぜか。
A 老人福祉センター部分については増減の影響はあまりないが、デイサービスについては、利用実績が年々低迷している状況であり、そのような状況を踏まえて積算した結果、令和2年度以降が少なくなった。

- Q 当施設の指定管理者は、老人福祉センターとデイサービスセンターについて、事務室は共用とのことだが、事務員も共用で担っているということによるのか。
A お見込みのとおりである。

- Q 申請資格要件について、①事務所所在地がさいたま市内にあること、②応募の日までに、デイサービスセンターの運営実績が5年以上であることとあるが、②について、運営実績は市内外を問わないということか。
A お見込みのとおりである。

【結果】

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であると考えます。

(5) 健康福祉センター西楽園

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分

単独

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市西区大字宝来60番地1
- ・規模 延床面積 4,094.68 m²
鉄筋コンクリート造 3階建
- ・主な施設 事務所、健康相談室、生活相談室、リフレッシュルーム、温水プール、男女浴室、大広間、和室、教養娯楽室、会議室
- ・指定管理者の業務
 - ◇施設運営に関する業務
 - ◇施設及び設備の維持管理業務
 - ◇物品等の管理業務
 - ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務
 - ◇その他の業務

③ 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

④ 募集方法

公募

⑤ 管理経費等

- ・指定管理料等積算額は5年間で881,006千円
- ・利用料金制あり

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

- ・事務所の所在地がさいたま市内にあること
- ・応募の日までに、老人福祉センター又はコミュニティ施設及びプールを5年以上継続して運営した実績を有すること

⑦ 評価項目

以下の項目について、ウエイトを設定し高配点とする。

- ・苦情・トラブル防止
- ・施設・備品等の経年劣化に係る対策
- ・施設の利用率向上に係る対策（特に閑散時間帯に係る対策）
- ・幅広い世代が利用しやすい施設としての運営管理方針の構築、プログラム作成

【質疑等】

Q 隣接している「宝来グラウンド・ゴルフ場」も指定管理による運営を行っており、現在はこの西楽園と同じ指定管理者が担っていると聞いている。グラウンド・ゴルフ場との関連はどのように考えているのか。また、選定基準や募集要項にその点については、特に触れられていないことについての考え方はどうなっているのか。

A 「宝来グラウンド・ゴルフ場」は、平成30年度から3年間で指定管理による運営を行っている。今後、1年間の運営状況や西楽園との連携や利用者の流動などを含めて、西楽園と別物とするのか、西楽園と一体とするのかを検討して、期間満了時に整理をしていく予定である。

今回の西楽園の公募に当たっては、グラウンド・ゴルフ場との関連は考えず、単体で考えていき、その後、グラウンド・ゴルフ場の期間満了時に西楽園との関連を考えていく予定である。

したがって、今回は、選定基準や募集要項に宝来グラウンド・ゴルフ場に関することは明記せず、事業者の提案に委ねている。

Q 当該施設は株式会社が指定管理者として運営しているわけだが、次年度以降の募集に対して、他の民間事業者が応募する可能性はあると思うか。

A すでに、複数の民間事業者から問い合わせを受けていることもあるので、可能性はあると思われる。

【結果】

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であると考える。

(6) 大砂土デイサービスセンター

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分

単独

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市北区今羽町637番地1
- ・規模 延床面積 228.64 m²
鉄筋コンクリート造 地上4階（うち1階の一部）
- ・主な施設 日常動作訓練室、事務室・相談室、和室、シャワー室
- ・指定管理者の業務
 - ◇施設運営に関する業務
 - ◇施設及び設備の維持管理業務
 - ◇物品等の管理業務

◇施設の設置目的を達成するために必要な業務

◇その他の業務

③ 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

④ 募集方法

公募

⑤ 管理経費等

- ・指定管理料等積算額は5年間で28,478千円
- ・利用料金制あり

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

- ・事務所の所在地がさいたま市内にあること
- ・応募の日までに、デイサービスセンターの運営実績が継続して5年以上あること

⑦ 評価項目

以下の項目について、ウエイトを設定し高配点とする。

- ・苦情・トラブル防止
- ・施設の利用率向上に係る対策
- ・小学校との複合施設としての特徴を活かした事業運営

【質疑等】

Q 選定基準について、他のデイサービスセンターと比較した当該施設の違いは何か。

A 当該施設は、定員18人以下の地域密着型通所介護のデイサービスセンターである。また、当該施設は、泰平小学校の空き教室を利用したものであるため、選定基準でも、「サービス向上に向けた取組み」という項目で、「小学校と連携することができる内容となっているか」という項目を取り入れ、さらに加重配点している。

【結果】

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であると考えます。

(7) 上峰デイサービスセンター

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分

単独

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市中央区上峰3丁目10番6号
- ・規模 延床面積 249.79㎡
鉄骨造 地上2階

- ・主な施設
 - 【1階】 デイルーム（食堂）、和室コーナー、事務室、静養室、厨房、浴室

- 【2階】 研修室

- ・指定管理者の業務

- ◇施設運営に関する業務
- ◇施設及び設備の維持管理業務
- ◇物品等の管理業務
- ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務
- ◇その他の業務

③ 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

④ 募集方法

公募

⑤ 管理経費等

- ・指定管理料等積算額は5年間で41,860千円
- ・利用料金制あり

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

- ・事務所の所在地がさいたま市内にあること
- ・応募の日までに、デイサービスセンターの運営実績が継続して5年以上あること

⑦ 評価項目

以下の項目について、ウエイトを設定し高配点とする。

- ・苦情・トラブル防止
- ・施設の利用率向上に係る対策

【質疑等】

Q 選定基準について、他のデイサービスセンターと比較した当該施設の違いは何か。

A 当該施設は、定員18人以下の地域密着型通所介護のデイサービスセンターである。そのため、「施設の設置目的の達成に向けた取組み」という項目で、「地域密着型サービスの特性を活かしたものか」を加重配点している。

Q 申請資格要件から「社会福祉法人であること」をなくしたのはなぜか。

A 平成29年の厚労省による調査によると、平成29年10月1日現在でデイサービスセンターの運営を営利法人が全体の48.5%を占めていることが報告されている。社会福祉法人に限定することは、このような社会情勢に乖離していると考えられるため、今回は要件から外した。

Q 前回の募集時には、社会福祉法人に限定していたのか。また、現在の指定管理者以外に応募はあったのか。

A 社会福祉法人に限定していた。なお、応募については、現在の指定管理者1者のみであ

った。

【結果】

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であると考え。

(8) 与野本町デイサービスセンター

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分

単独

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市中央区本町東4丁目7番20号
- ・規模 延床面積 1,538.79 m²
 鉄筋コンクリート造 地上3階

・主な施設

【1階】 事務室（相談室）、調理室、洗濯・乾燥室、脱衣室、浴室

【2階】 食堂、休養室、談話・娯楽コーナー

【3階】 機能訓練室、休養室1・2、談話コーナー

・指定管理者の業務

- ◇施設運営に関する業務
- ◇施設及び設備の維持管理業務
- ◇物品等の管理業務
- ◇施設の設置目的を達成するために必要な業務
- ◇その他の業務

③ 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

④ 募集方法

公募

⑤ 管理経費等

- ・指定管理料等積算額は5年間で57,884千円
- ・利用料金制あり

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

- ・事務所の所在地がさいたま市内にあること
- ・応募の日までに、デイサービスセンターの運営実績が継続して5年以上あること

⑦ 評価項目

以下の項目について、ウェイトを設定し高配点とする。

- ・苦情・トラブル防止
- ・施設の利用率向上に係る対策

【質疑等】

Q 選定基準について、他のデイサービスセンターと比較した当該施設の違いは何か。

A 当該施設は、定員30人の従来のデイサービスセンターである。そのため、「施設の設置目的の達成に向けた取組み」という項目で、「地域密着型サービスの特性を活かしたもののか」の代わりに「デイサービス利用者が利用しやすいプログラムとなっているか」を設定し、高配点とした。

Q 指定管理者が行う自主事業とは、指定管理料とは別に、指定管理者が利用者から徴収するか自前で用意して行うものか。

A 自主事業については、利用料金収入の範囲で行うものを基本としている。今回のようなデイサービスセンターの場合は、利用者からの徴収金や介護保険事業収入を基に行うことが基本だが、市の事前承認を得た場合は、自主事業のための料金を個別に利用者から徴収することも可能である。

Q 指定管理者が行う自主事業を行う際に、個別に料金を徴収する場合、料金設定はどの程度のものか。

A 当該デイサービスセンターでは、介護保険事業収入も確保できることから、あまり見られないのが実情である。他の施設では、例えば、近隣のレストランで食事をするといったものがあり、その場合、要する食事代実費分を利用者から徴収するという事例はある。

Q 指定管理料について、(6)や(7)の他のデイサービスセンターと比較して、当該施設の施設管理費が高額と思われるが、その理由は何か。

A 当該施設は、3階建てで規模が他の(6)(7)の施設よりも規模が広く、エレベーターが設置されていたり、浴室が広かったりすることで、維持管理経費が高額となっていることが要因となっている。

Q デイサービスセンターは募集区分が単独であるのに対し、(2)の老人福祉センターは複数の施設を一括としている。デイサービスセンターも一括にするという検討は今までなされたのか。

A 検討したが、デイサービスセンターが指定管理者と利用者との間の契約に基づくサービス提供に対し、老人福祉センターは市民がどのセンターでも自由に利用できるという違いがある。デイサービスセンターの事業の個別性や地域の密着性、コスト面も踏まえて、一括にする利点は少ないとのことで、デイサービスセンターは単独とした。

【結果】

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であると考える。

(9) 年輪荘

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分

2施設一括（養護老人ホーム、デイサービスセンター）

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

・施設所在地 さいたま市緑区大字中尾1404番地

・規模 延床面積 2,171.52 m²

鉄筋コンクリート造2階建・2棟

・主な施設

【養護老人ホーム】

居室、事務室、医務室、食堂、面接室、談話コーナー、ロビー、浴室、短期保護室

【デイサービスセンター】

日常動作訓練室、静養室、事務相談室、浴室、身障トイレ

・指定管理者の業務

◇施設運営に関する業務

◇施設及び設備の維持管理業務

◇物品等の管理業務

◇施設の設置目的を達成するために必要な業務

◇その他の業務

③ 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

④ 募集方法

公募

⑤ 管理経費等

・指定管理料等積算額は5年間で93,402千円

・利用料金制あり

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

・社会福祉法人であること

・事務所の所在地がさいたま市内にあること

・応募の日までに、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの運営実績が継続して5年以上あること

⑦ 評価項目

以下の項目について、ウエイトを設定し高配点とする。

・苦情・トラブル防止

- ・施設・備品等の経年劣化に係る対策
- ・施設の利用率向上に係る対策
- ・複合施設としての特徴を活かした事業運営

【質疑等】

Q 入所ということで、サービスの継続性を考えたときに、非公募にするという検討はなされなかったのか。そして、なぜ公募に至ったのか。

A 当該施設の指定管理開始にあたっては、非公募で行っていたが、その後、競争性の確保という観点から、市全体で公募を原則とすることとなり、これまで公募で行ってきているところである。

また、当該施設については、申請資格要件から3者以上の候補者が想定されることから、公募が妥当という判断に至った。

Q 申請資格要件について、①社会福祉法人であること、③応募の日までに、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの運営実績が継続して5年以上あることとされているが、③は合致しているが、①に合致しないということはあるのか。

A 例えば、日本赤十字社の場合は、ご指摘の点が当てはまる。

【結果】

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であると考えます。

以上